

クーリング・オフとは？

法律で定められた取引について、一定期間内であれば理由を問わず無条件で契約を解除できる制度です。

こんな場合は**クーリング・オフ**ができます！

契約書面を受け取ってから**8日間**

▶訪問販売



▶電話勧誘販売



▶特定継続的役務提供

(エステ、塾などの長期・継続的で高額な取引)



▶訪問購入



契約書面を受け取ってから**20日間**

▶連鎖販売取引

(マルチ商法)



▶業務提供誘引販売取引

(仕事を提供するという口実で仕事に必要な商品などを販売する)



- 契約書面が渡されていない・記載内容に不備がある場合は、8日または20日が過ぎていてもクーリング・オフができます。
- クーリング・オフはハガキ(特定記録郵便・簡易書留など)・FAX・メール等で行います。送った内容・発信記録が残るようにしましょう。

消費者庁イラスト集より

こんな事例も**クーリング・オフの対象**となる場合があります！

＜訪問販売に該当する事例＞
暮らしのレスキュー

インターネット広告の「水道修理980円～」を見て依頼したところ、高額な請求をされた



鍵の紛失

トイレの故障

害虫・害獣



＜電話勧誘販売に該当する事例＞
副業サポート契約

「もうかる副業」というSNS広告を見て連絡するとウェブ会議に誘われ、高額なサポート契約をさせられた



大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階
電話:06(6612)7500 FAX: 06(6612)0090

困ったときは一人で悩まずに 消費者ホットライン

☎ **188** (いやや!) 番(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します